

文科省「大学設置認可」検討会、開催!

「事前規制」厳格化の方向感。
田中文科相、“規制緩和の改善は積年の思い”!

旺文社 教育情報センター 24年11月22日

- 24年11月21日、「大学設置認可の在り方に関する検討会」の初会議が文科省で開かれた。当検討会は、田中文科相が先の“設置認可騒動”で提起した大学設置認可の在り方の見直しを踏まえた検討を行い、大学教育の質の向上を図るため大臣が設置した有識者会議である。
- 検討事項は大学等の設置認可に関し、
 - ①「審査基準」の在り方／②「審査体制」の在り方／③「審査プロセス、スケジュール」の在り方、の3本である。検討会の委員は、浦野光人・(株)ニチレイ会長＝座長、黒田壽二・金沢工業大総長＝副座長ら総勢13名。内訳は、大学関係者5名(濱田純一・東京大総長、国大協会長／清家篤・慶應義塾大塾長、全私学連合代表、他)、高校関係者2名(全高長会長、全国高等学校PTA連合会会長)、自治体の首長2名(高知県知事、横浜市長)、企業関係者2名、公認会計士・NPO法人各1名。
- 会議は、田中文科相が開始10分ほど前に来場し、各委員席を回って名刺交換という異例の形でスタート。

田中大臣は冒頭の挨拶で、高校時代のアメリカ留学(クエーカー教の高校)で培われた教育(平和、質素、生き抜く力など)が自身の礎になっていることなどを語り、教育については強い思い入れがあるという。

そして、規制緩和が教育に与えた影響を是正しようと、20年間ずっと思い続けていたといい、今回の設置認可見直しの提起は思い付きではないことを強調。

なお、大臣は各委員の意見をメモするなどして、2時間の会議に最後まで臨席。
- 当日は初会合のため特にテーマを設けず、自由討議で行われた。

各委員からの主な意見は次のようなものだが、全体としては“「事前規制」の厳格化”が伺える。

大学の設置審査に関しては、平成3年の「大学設置基準の大綱化」を経て、「大学設置の原則、抑制撤廃」や15年度審査から適用されている「届出制の導入」、「設置審査の準

則化) (審議会内規等の審査基準を明確化して法令に規定し、内規を廃止)、16年度から適用されている「認証評価制度」の導入(全ての大学は7年ごとに国の認証を受けた第三者評価機関の評価を受けることを義務付け)などによる、所謂“「事前規制」から「事後チェック」”といった“規制緩和”を基本とする審査体制が敷かれてきた。

各委員の意見は、これまで中教審大学分科会等で議論、提言されてきた内容と重なるものも多い。

＜委員の主な意見＞

- 教育には、「規制緩和」は馴染まない。
 - 大学を増やして競争原理で大学の質を高めることはできないし、減らしても質は向上しない。したがって、既存の大学の質の向上を目指す／大学と地域との連携を図る／学生の支援を第一にした大学の再編・統合を図る。
 - 学生と大学側の“情報の非対称”の解消が必要。特に教学面(カリキュラム内容など)は学生(受験生)には事前に分かりにくいので、“厳しい事前規制”が必要。
 - 私立大の財政状況を分かりやすく(見える化)した“ディスクロージャー”は設置基準として必要。
 - OECD平均よりも低い日本の進学率をもっと高める必要がある。そのために受け皿となる大学を減らすべきでない。
ただし、大学の質を高めるための“審査基準の厳格化”は必須。質の高い教育・研究には、“競争”が必要。
 - 大学と社会(社会構造)との“ミスマッチ”を解消し、大学に社会人がいつでも自由に入りできる「ユニバーサル・アクセス」が大事で、そうした仕組みの設置基準も必要(25歳以上の大学入学者割合は、OECD平均20%、日本2%)
 - 大学の量的規模等の地域間格差の解消には、“大学数”だけでなく、“大学の規模”(学生数)も視野に入れた審査基準が必要。
 - 教員資格の厳格化が必要(現行では大学教員の免許状等不要)。
 - 学生が集う場所の確保など、校舎・校地等の設置基準の見直しも必要。
- 浦野座長は、今後、1か月程度で提言をまとめたいとしている。